

福祉サービス第三者評価結果報告書 【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼稚園型認定こども園 念法幼稚園		
運営法人名称	学校法人 念法学園		
福祉サービスの種別	幼稚園型認定こども園		
代表者氏名	園長 背尾 康裕		
定員（利用人数）	340 名		
事業所所在地	〒 538-0054 大阪府大阪市鶴見区緑3-3-18		
電話番号	06 - 6911 - 3158		
FAX番号	06 - 6911 - 2024		
ホームページアドレス	https://nenpougakuen.ed.jp/		
電子メールアドレス	info@nenpougakuen.ed.jp		
事業開始年月日	平成31年4月1日		
職員・従業員数※	正規	26 名	非正規 17 名
専門職員※	保育教諭 33名 幼稚園教諭免許 3名 保育士 1名 栄養士 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 2歳児室-1、3歳児室-3、4歳児室-3、5歳児室-3、遊戯室、給食室、園庭-2、医務室、職員室、相談室、子育て支援室、屋上園庭、プール、園児トイレ、多目的トイレ、大人トイレ		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【学園理念】

子どもの輝く未来を育む
ひとりひとりの個性を大切に生きる力を育てる
世の中のお役に立つ立派な人に育てる

【教育理念】

げんきなからだ・すなおなこころ・かんしゃのきもち

【教育目標】

和の精神を基に健康で明るく正しい人間となるための幼児教育を目的とし、よりよい環境と楽しい雰囲気、又は自然の流れのなかで豊富な直接的、具体的体験を積み重ね、生涯にわたる発達の基礎を培い、「生きる力」を促す保育を展開している

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ❖子ども達の「今」「未来」を大切にする7つのコンセプトで、こどもまんなか保育の実践を行っています
- ❖こどもの発想を大切にする保育を行っています
- ❖結果よりプロセスを大切にするための保育研究を教職員と共に積極的に実施しています
- ❖地域の方々や在園児の保護者に向けた多彩な子育て・保護者支援を実施しています

【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社EMアップ
大阪府認証番号	270057
評価実施期間	令和6年7月1日～令和8年1月15日
評価決定年月日	令和8年2月27日
評価調査者（役割）	2102C002（運営管理・専門職委員） 1901C020（運営管理・専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

幼稚園型認定こども園 念法幼稚園は、学校法人 念法学園が運営する幼稚園型認定こども園です。法人は1966年（昭和41年）に設立し、60年を迎える歴史ある子どもの施設として、地域の就学前教育に尽力されてきました。学校法人念法学園として幼稚園教育を開始、その後2019年に幼稚園型認定こども園に移行し、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設として幼児教育を提供しつつ、保護者の就労状況に対応した受入れも行っていきます。その他に念法保育園（小規模保育園）を運営し、法人理念・方針の実現に向けて6年間の子どもの育ちを保障する運営を行っています。幼稚園型認定こども園 念法幼稚園は、大阪市を構成する24行政区のうちの一つである鶴見区にあり、近隣には花博記念公園鶴見緑地があり、大阪都市部の中に閑静な住宅地や公園に囲まれた場所にあります。広大な敷地には念法真教総本山金剛寺が建立され、同敷地に幼稚園・小規模保育園が設置されています。その為、子ども達が主体的に活動できる環境が整っています。園舎は、玄関を入るとバス通園の園児が待機できる場所や徒歩通園の子どもの受入れができる広々とした玄関ホールがあり、その横には発表会や集会のできる遊戯室があります。保育室は明るく年齢や子どもの興味関心に応じた保育環境をクラス担当保育教諭が提供し、子どもの主体性を育む保育への取組みに力を注いでいます。園庭には、砂場・築山や固定遊具・サッカー・子どもの興味を引き出せる環境設定があります。四季折々の木々や植物に触れる機会があり、ウサギやインコの小動物を子ども達が飼育し、命の大切さを感じられる環境を整えています。園庭とは別に第2グラウンドがあり、思い切り身体を動かして遊んでいます。保育室以外にホールや絵本の部屋、預かり保育室等園内で十分に生活体験ができるように整備されています。理事長と共に園長は、大切にしている7つのことを掲げ、法人がこれまで大切にしてきたことを継承し、子どもたちの「今」と「未来」を大切にし、一人ひとりの育ちを尊重しながら、心と体の健やかな成長を支える保育を職員と共に実践しています。園長中心に、保育教諭と日々保育実践の振り返りを行い、施設が目指す方針へ向かい研修や保育研究に尽力しています。ECEQ®（全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が開発した、幼児教育の質を高めるためのシステム）の公開保育を行い保育の課題を共有し改善に向けて取り組む等、質を高めるために尽力しています。また、施設長は、ECEQ®コーディネーターを務め、保育実践へのリーダーシップを図り、教育保育水準を高めることに尽力しています。

◆特に評価の高い点

❖「大切にしたい7つのコンセプト」の教育・保育が展開されるよう、環境整備の工夫がなされ、子どもの活動に合わせた環境構成を行っています

教職員は、子ども理解につながる保育実践を行うよう取り組んでいます。週日案にはPDCAサイクルを意識した保育の振り返りや実践記録を綴り、各クラス別に子どもの興味関心に焦点を充て創意工夫した保育が展開されているところが特徴です。

❖保育の質を高める為の研修や会議が積極的に行われ、課題解決に向けた取組みに力を入れています

理念方針の実現の為に、職員間で課題に関する会議や研修が積極的に行われています。日頃の保育を職員同士で振り返りを行う等、指導計画案や環境構成等における相互の気づきを活かし改善へ繋げています。加えて、施設長は職員面接での意見聴取も行き様々な視点で注意を払い、課題解決への道筋を立てています。保育の質を高めるための公開保育や外部の保育研究にも参加し、感度を上げて取り組んでいます。

❖保護者が安心して子育てできる環境を整えています

保護者が安心して過ごせるよう「子どもの思いを背にのせて～あとおしの尾から～（園長通信）」やSNSでの発信や多彩な行事（保育参観・秋祭り・運動会・発表会）を行い、保護者と子どもの育ちを共有する取組みを積極的に行っています。またポートフォリオ（子ども一人ひとりの育ちの記録）と個人懇談等の機会を持ち、育ちについて知らせています。行事毎に保護者にアンケートを実施し、保護者の意向を把握する機会を持ち良好な関係作りに努めています。

◆改善を求められる点

❖PDCAサイクルを意識した仕組みを構築することが望めます

園運営において相互の意見聴取・交換ができる風通しの良い職場風土作りに努めています。保育内容のみならず、運営面に関しても職員への周知と意見集約に取り組み、実施と評価を踏まえて改善策を検討し、実施していくPDCAサイクルの仕組み作りが期待されます。

❖保育についての標準的な実施方法の文書化、及び検証・見直しが望めます

基本となる教育・保育に関する手順書やマニュアル等を整備し、文書化することが望めます。文書として整備することで、さらに理解を深め職員間で内容を共有していくことが期待されます。また、指導計画を作成する際のアセスメント作成手順・指導計画の見直しについて組織的な手順等の仕組みを定めることや、指導計画を緊急に変更する際の仕組みについて整備を進めていくことが望めます。

❖人材の確保と育成に関する方針を確立し、職員一人ひとりの育成に向けた取組が望めます

基本理念の達成の為に「期待する職員像」を明示し、自己評価や目標達成の進捗状況等を確認しています。今後は、職員個々の適性を反映したキャリア体制作りや、目標シートを活用した目標管理体制の構築に期待されます。また、課題として挙げた項目については改善計画を作成し、課題解決に向けた取組みが期待されます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

日々、より良い保育を目指して様々な取り組みを進めてきましたが、その方向性が適切であるのか、また不足している点は何かについて、十分に整理できていない部分がありました。今回、第三者評価を受けることで、本園の取り組みを肯定的に評価していただき、これまで進めてきた方向性に自信を持つことができました。また、今後さらに充実させていくべき点も明確になりました。今回の評価を一つの契機として、子どもの育ちを支える環境づくりを一層進めていきたいと考えています。第三者評価を受けることができ、大変有意義であったと感じています。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
1 (コメント)	<p>学園理念として『子どもの未来を育む・ひとりひとりの個性を大切にする・生きる力を育てる・世の中のお役に立つ立派な人に育てる』として挙げています。ホームページ「重要事項説明書」「事業計画書」「コンセプトブック」等において『大切にしている7つのコンセプト』を明記しています。7つのコンセプトには『①学びの始まりは全て遊びから②子どもの力を信じる事 ③出来栄ではなく取り組む過程が大切 ④自然と触れる⑤ケンカも学び・心が育つ ⑥小さなケガから学ぶ ⑦興味関心の芽を摘まない』を明示し学園の特色としています。教職員には日々の終礼・園内研修・キックオフミーティング・月案会議で周知し、保護者にはコンセプトブックや園長通信を発信して理念・基本方針を知らせ理解を得る努力をしています。</p>	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
2 (コメント)	<p>社会福祉の動向については、大阪市私立幼稚園連合会・大阪府私立幼稚園連盟・全日本私立幼稚園幼児教育研究機構等の多くの団体に加盟し、会議や広報誌等で情報収集を行っています。また、鶴見区役所の地域保健福祉ビジョンや鶴見区子どもネットワークで人口の増減や世帯数を把握し、園児募集状況を収集しています。理事会や職員会議で課題の協議を行い、保育のコスト分析は、理事長や会計士との打ち合わせで現状を適切に把握しています。</p>	
	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
3 (コメント)	<p>保育内容については、環境構成においてクラスごとの差があることを課題とし、設備については、園舎の改善を最優先の課題とし、職員体制や人材育成については、ミドルリーダーの育成と預かり保育の職員配置を課題としています。これらの課題については理事会で報告を行い、役員と情報共有をしています。職員には10月に経営状況や改善が必要な課題について周知し、具体的な取り組みとして補助金の活用を検討しています。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
4	(コメント) 中長期計画は長期経営計画とし、計画の策定にあたり理念や方針の実現に向けた『5年以内に予想されること・10年以内に予想されること・目指す学園・園環境設備長期計画』を明示し、経営課題や改善に向けた具体的な内容となっています。また、新園舎建替を10年から15年に予定し、積立の数値目標を設定する内容となっています。	
	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
5	(コメント) 事業計画は当該年度の具体的な事業の保育等に関わる内容を具体的に記載し、中長期計画が十分に反映され、着実に実現する内容とすることが望めます。実行可能な具体的な内容として記載することで、今後の安定した園運営に繋がることが期待されます。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
6	(コメント) 教職員の意見を集約する機会として、職員会議や日常の意見交換・年度末アンケート・面談が行われ、教職員は提案や意見を直接園長に伝える仕組みがあります。保護者対応や保育内容等については、職員会議で意見を集約し検討しています。事業計画は理事会前及び年度末に評価を行い、理事会で報告しています。今後は、事業計画を作成するにあたって、更に教職員と意見交換をして評価見直しをすることが望めます。	
	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
7	(コメント) 保護者には入園説明会で「ねんぼうブック」「重要事項説明書」「コンセプトブック」を用いて説明し、配信アプリやおたより等で事業計画の主な内容を知らせています。PTA会で定期的に事業計画の主な内容を知らせたり、SNSを利用して園での子どもの様子等、保育の理解を得られるよう情報発信したりしています。保護者の意向は日常的にアンケート等を通して集約しています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
8	(コメント) 保育の質の向上に向けて、職員会議で学園理念を基に保育目標の園内研修や、幼稚園教育要領・認定こども園教育保育要領の読み合わせを行っています。職員の振り返りに対して、園長・主幹保育教諭が毎日フィードバックを行い、保育に反映させています。園の自己評価は年度末に「学校関係者評価」として定期的に行っています。外部研修にも積極的に参加したり園内研修を充実させたり、学園全体で日々の保育や行事・学期末の振り返り等、職員間の話し合いが行われています。今後は、第三者評価を定期的に受審することが望めます。	

	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
9	(コメント)	評価結果を分析した結果は、議事録に記載し、改善に向けて職員会議で共有しています。改善の取組み事例として、保育室の環境づくり(コーナー作り)が挙げられます。中長期計画には設備修繕・改修計画を記載していますが、今後は改善の時期や方法・内容をより具体的に定めて改善計画を作成し、実施状況の評価を行うことが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

			評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ			
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
10	(コメント)	園長の役割と責任については「職務分掌」「園内の権限と相談の流れについて」に明記し、職員に周知しています。園長不在時の権限委任については「指揮権順位」に明記しています。また、事業計画には「教職員の心得」「教職員の目標」として園長はじめ職員の役割と責任を記載しています。	
	Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
11	(コメント)	コンプライアンスの遵守に向けて「児童福祉法・学校保健法・児童虐待防止法・子ども権利条約・子育て支援法・食品衛生法」等、園内研修で職員に周知する他、大阪市私立幼稚園連合会・大阪府私立幼稚園連盟・保育と仲間づくり研究会等で行われる研修や会議で理解を深めています。また、行政の情報を職員会議で説明し、法令遵守の重要性を周知しています。環境への配慮を含む分野では、食育を通して食の大切さを保護者や子どもに伝えていくことを重視しています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
12	(コメント)	園長は、日々の保育の見守りやカリキュラム指導・保育日誌の評価へのフィードバック等を行い、職員の状況や保育の質の現状を把握・評価しています。ECEQ(全日本私立幼稚園幼児教育研究機構)の研修で公開保育を実施したり、保育ドキュメンテーションを実施したり、職員と共に組織的な取組みを積極的に行っています。職員はそれらの取組みを行い、保育の質の向上に向けて力を発揮しています。学校関係者評価の公表により自園の教育実践の質の向上に努めています。	
	Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
13	(コメント)	園長は定期的な職員面談やアンケートを行い、人事や業務の実効性を確認しています。会計士や社会保険労務士・理事長との会議で、財務・労務の改善について分析を行っています。職員の働きやすい職場づくりとして、休憩室の設置・休憩時間の充実・シフトによる職員配置に取組んでいます。教職員による美化・風紀委員の係を設置し、主体的に園運営に関わり業務水準の効率化に努めています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
14	(コメント) 人材確保に向けた具体的な取組みとして、就職フェアへの参加・実習生やボランティアの受入れ・ホームページ等で採用に繋げています。新入職員には「新人の育成教育課程」に基づき、人材育成に取り組む仕組みがあります。今後は、人員体制に関する基本的な考え方や方針を明確にし、より具体的な計画を作成し実施することが望まれます。	
	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
15	(コメント) 学園理念に基づいた期待する職員像として「教職員の心得」の6項目を定め「教職員の目標・教職員人材像・期待する職員像」を明記しています。人事基準については「就業規則」に定め、事務所に設置すると共にパソコンから常時閲覧確認できるようにしています。職員処遇の水準については、理事長と園長との会議により必要に応じて評価分析を行い、改善に努めています。また「目標シート」を基に教職員は管理職との面談を行い、自ら将来の姿を描くことができるようにしています。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
16	(コメント) 労務管理責任者は園長が担い、職員の就業状況は勤怠管理システムで把握しています。教職員の心身の健康と安全は、健康診断やキンダーカウンセラー・主幹保育教諭によるメンタルヘルスケアが行われています。人材定着の観点からワークライフバランスに配慮し、シフト調整や余裕のある人員配置・共済会加入・制服支給・食事会等、総合的な取組みを実施しています。ノーコンタクトタイムや休憩室の設置等働きやすい職場づくりに努めています。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
17	(コメント) 期待する職員像として「教職員の心得」の6項目を定め「教職員の目標・教職員人材像・期待する職員像」を明記しています。年度初めに職員一人ひとりが目標を立て、職員面談では「自己評価シート」を活用し、園の方針に沿った保育実践の振り返りを行っています。園の自己評価と共に「学校関係者評価」を公表し、重点的に取り組む目標や課題を記載しています。職員一人ひとりの目標設定を行う為の「目標シート」を作成し、達成度を確認しています。	
	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
18	(コメント) 研修計画は、園の課題に取り組めるような内容や職員の専門性を高める内容となっています。安全管理・子どもの保健・相談援助・子育て支援・資質向上・マネジメント・特別支援・人権・保育実践等、多岐に渡る充実した内容となっています。研修計画は年間75回の内容が示され、職員は1人あたり8回程度の参加ができるような体制を整えています。	

	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
19	(コメント) 教職員自身の知識や技術の習得について、外部研修・園内研修や公開保育が積極的に行われ、保育の質の向上に向けて継続的に行われています。教職員への保育・業務指導については、OJTを取り入れ経験のある教職員と共に仕事に取り組む、仕事内容の理解を深めています。また、悩みや問題解決を主幹保育教諭がサポートする個別対応も行っています。職員一人ひとりが希望する研修に参加できるようシフト調整を行い、参加数の隔たりがないように工夫しています。	
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
20	(コメント) 実習生等を受入れる際には「実習生受け入れマニュアル」「実習生を受け入れるための心得」を基に対応しています。実習生には実習前面談を行い、当日の保育カリキュラムの作成や実習日誌の記入・子どもとの関わり等指導しています。養成校との連携を密に取り、学生の実態や実習後の振り返り等を行っています。実習生は年間約20名程度受入れた実績があり、実習生がより良い環境で学べるようにアイスブレイク等を受入れる等工夫し、実習する環境を整えています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
21	(コメント) ホームページ等の活用により、園の理念や方針・保育内容等を情報公開しています。地域の福祉向上の為、子育て支援を積極的に行っています。苦情解決の体制については「重要事項説明書」に記載し、第三者委員(地域協力者)を設置しています。園見学や園イベント等の際には、パンフレットを配布して多くの家庭に施設の存在や役割を知らせています。今後は、苦情・相談の内容に基づく改善・対応の状況について公表する仕組み作りが望まれます。	
	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
22	(コメント) 園における事務・経理・取引等に関するルールは「経理規定」に定めています。内部監査は、公認会計士や監事により定期的に行われています。外部監査は年1回実施し、指摘事項や改善の具体案について助言や指導を受け適正な運営が行われています。	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	連携園の小規模保育園と共に、子育てに役立つ情報を鶴見区役所や大阪市からの情報・保育雑誌・生活情報誌・子育てに関わる情報等のパンフレットやチラシを設置しています。秋祭りや小学校とのイベント連携・子育て支援(にこにこひろば・ちよこっとハンドメイド)としてベビーキッズマッサージ・マタニティルーム・おひさまルーム・びよびよくらぶ・保護者のおしゃべりサロン・オープンガーデン等、未就園児招待の取組を行っています。今後は、園が社会の一員として社会的役割を果たす為、子どもと地域の交流についての考え方を示した文書を作成することが望まれます。	
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	次世代育成や学校教育への協力を目的として、中学生の職場体験受入れや大学生による有償ボランティアの受入れを行っています。今後は、ボランティア等受入れの際のマニュアルを整備し、事前ミーティングやオリエンテーションを行うことが望まれます。又、園の行事の際には、敷地内にあるお寺からのボランティア協力があります。	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	関係機関との連携として大阪市私立幼稚園連合会・大阪府私立幼稚園連盟・鶴見区こども園ネットワーク園長会に定期的に出席し、地域の状況について情報共有を行っています。関係機関一覧表は適切に作成し、事務所内に掲示しています。要保護児童への対応については、鶴見区役所保健福祉課子育て支援室・中央こども相談センター東部分室と連携しています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域に対する子育て支援として“にこにこひろば”を定期的で開催しています。園庭開放やちよこっとハンドメイド・マタニティ講座・年齢別の親子クラス等を実施し、子育ての悩みや疑問について保育教諭が相談を受け、対応できる場として活発に行っています。また、民生委員・児童委員等との連携もあり、子育て世帯のみならず、地域住民の現状や福祉ニーズの課題を把握する機会を設けています。	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	把握した福祉ニーズに基づいて、子育てのノウハウや専門的な情報を発信できるように子育て支援“にこにこひろば”で子どもの発達や子育てに対する相談を、専任担当者が対応しています。広い敷地・お寺との連携で地域の方に園内を開放し、情報発信を積極的に行っています。地域の防災対策については、お寺との連携で防災訓練や有事の際の連携体制を整えています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
28	(コメント) 子どもを尊重した保育の実践について「ねんぼうブック」「重要事項説明書」ホームページ等に記載しています。子どもを尊重する保育として、子ども一人ひとりに対して公平な目で見えいき、一人ひとりにあった公平な関わりを行うようにしています。教職員は、保育実践の振り返りを行い、子どもを尊重した保育に繋がっているか日々確認し合う会議や研修を行っています。その中で、性差に基づく固定観念にとらわれない対応について、スモックの色や制服の形状について見直しをました。男女別にせず、ロッカーの配置や並び方を混合にしたりする取組みを行い理解が深められるようにしています。	
	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
29	(コメント) プライバシーに配慮した取組みの具体例として、水あそびの際や着替えや身体測定の際には、外部からの視線を遮るようにしています。保護者への理解については保育参加の際に排泄のお手伝いについて注意事項として園での対応と共に周知しています。今後は、保育実践でのプライバシー保護について、配慮している内容を文書にし、教職員で確認することが望まれます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
30	(コメント) 園の保育内容や特性等を紹介した資料として、ホームページやコンセプトブック・パンフレット等を作成し、園見学や園庭開放・就職フェア等で配布しています。資料には、日常の子どもの写真を多く掲載し、誰もが読みやすい文字表記で分かりやすい内容になっています。園見学は、随時受付けて午前中の保育を見学できる時間帯で案内しています。園案内は主幹保育教諭や園長が行い、その際には質問や相談を受け、必要に応じて個別に対応しています。また、保育内容や大切にしている“7つのコンセプト”等を説明すると共に連携施設との連携も伝えています。	
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
31	(コメント) 利用が決まった保護者には「ねんぼうブック」「重要事項説明書」その他、アセスメントに関する書類を配布し、保護者に説明をしています。保護者からのよくある質問には「ねんぼうブック」に目次を作成したり、写真やカラー文字を使って読みやすくしたりして説明しています。説明後に保護者から同意書を提出してもらい、同意を得ています。配慮が必要な保護者には個別対応をし、全職員ができるようにしています。	
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
32	(コメント) 卒園・転園後の対応については相談できる担当者として、主幹保育教諭が窓口となっています。園を修了した際には、子どもや保護者に対してその後の相談や担当者の説明を行っています。今後は、転園・卒園後の子育て相談や発達相談等の利用受付等の引継ぎ文書を作成し、保護者にその内容を周知することが望まれます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
33	(コメント) 一人ひとりの子どもに応じた援助や支援を行う為、教職員は日常保育の中で子どもの保育観察を行い、活動内容をドキュメンテーションとして掲示しています。また保護者には行事アンケートや意向アンケートを実施し情報を得ています。その他、個人面談の実施と共に意見や要望を聞く機会を持ち、PTA会には教職員も参加し直接要望や意見を吸い上げています。保護者からの要望や意見を職員会議等で共有し必要に応じて改善に努めています。対応した事例として、発表会の演技をSNSでオンタイム発信し、その後の意見を収集しています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
34	(コメント) 苦情解決の対応として、苦情受付担当者(主幹保育教諭)・苦情解決責任者(園長)・第三者委員1名の設置をしています。「重要事項説明書」に“要望苦情等に関する相談窓口”を記載し、苦情内容については「苦情申し出届」に記録しています。苦情の申し出があった場合には、早急に申出人と直接面談を行い回答して、信頼回復に努めています。また、全職員で内容を共有し、苦情解決に取り組んでいます。今後は苦情解決の仕組みを分かりやすく説明した掲示物を玄関等に掲示することや苦情内容及び解決結果は申出人に配慮し、必要に応じて公表することが望まれます。	
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
35	(コメント) 保護者が相談や意見を述べる際は「保護者からの相談対応」を基に対応しています。保護者の相談や意見を受け止める方法として、送迎時や連絡ノート・電話連絡等で随時受付けています。園長・主幹保育教諭をはじめ全職員で保護者の意向を把握しコミュニケーションを図り、相談しやすい雰囲気を作っています。相談内容により、相談室や子育て支援室等を利用してプライバシーに配慮しています。今後は上記内容を保護者に配布や掲示等で周知することが望まれます。	
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
36	(コメント) 職員は保護者対応研修で相談や傾聴の方法等を学び、日々の保育において保護者が意見を述べやすいよう努めています。職員からの声掛けを多くし、把握した相談や意見については、できるだけ速やかに回答し説明しています。また、内容により直ぐに上司に相談できる環境があります。保護者から意見や相談があった際は「保護者からの相談対応」に応じて迅速に対応しています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
37	(コメント) リスクマネジメントに関するマニュアルとして「事故発生防止マニュアル」「災害対策、安全管理、緊急時対応マニュアル」「食事安全マニュアル」「誤飲窒息事故防止マニュアル」「睡眠時安全マニュアル」を整備しています。また「事故報告書」には、事故発生要因や再発防止・ヒヤリハットを検討する内容を記載し、改善の取組が行われています。教職員は、安全確保・事故防止の観点から、事故防止及び健康安全管理研修に参加しています。また、子どもの安全と安心について大阪市からの情報を活用し、職員間で情報の共有をしています。	

	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
38	(コメント)	感染症対策責任者は園長が担い「感染症対応マニュアル」を基に、感染症の予防と発生時の対応について教職員に周知しています。感染症が確認された場合には、室内換気や手洗い・うがい・室内消毒・体温測定を徹底して行い、保護者には感染症の発生状況を連絡アプリや玄関掲示で注意喚起しています。感染症が発生する前に全職員で園内研修で嘔吐処理等を学び、初期対応に努めています。	
	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
39	(コメント)	「災害対策マニュアル」「安全管理マニュアル」「緊急時対応マニュアル」を整備し、災害時の対応を行うこととしています。避難訓練は、毎月実施して報告書に記録しています。子どもや保護者の安否確認は、出席状況の確認や連絡アプリで行い保護者への引渡しについては「引渡しカード」で行うこととしています。連携施設や地域(お寺)との合同避難訓練を行い、消防署との緊急時対応や消火訓練を行い、警察署との連携で防犯訓練の指導を受けています。園児数に対応した備蓄品の準備や写真付き備蓄リストを作成しています。今後は、保育を継続する為に必要な「事業継続(BCP)計画」の作成が望まれます。	

			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
40	(コメント)	保育の標準的な実施方法については「保育理念・方針」「子どもの権利擁護」「プライバシー保護」等の基本姿勢を基に、養護面での配慮・保護者との連携・子育て支援・安全・衛生等、保育を展開していく為の方法について記載することが望まれます。保育の質の向上の視点から必要性を強く感じ、現在教育課程と連動した内容の文書作成の整備を進めています。	
	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
41	(コメント)	週日案で毎日の保育の振り返りを行い、園長・主幹保育教諭が評価する仕組みがあります。直近では、環境構成に配慮した保育実践の見直しを行い、子どもが主体的に自ら選んで遊べる時間を増やしたことが挙げられます。現在、作成中の標準的な実施方法について、定期的な評価・見直しを行う仕組み作りや保護者等の意向を十分に反映することが望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
42	(コメント)	月案・週日案の指導計画はクラス担任が作成し、園長・主幹保育教諭が責任者となっています。個別の発達状況や留意点は「認定こども園指導要録」に記載しています。保育実践の振り返りは、週日案に振り返り(check)・振り返り(次の展開plan)欄に記載しPDCAサイクルを意識した内容となっています。今後は、保育開始前後におけるアセスメントに関する手順を定め、また正確なアセスメントを行う為に計画的なものになるよう文書化することや3歳未満児の個別指導計画の適正な立案が求められます。	

	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
43	(コメント) 指導計画の見直しについては、年間指導計画・月案・週日案の振り返り欄に記載しています。指導計画の変更がある時は、職員と直接検討し周知できる環境が整っています。今後は、指導計画を緊急に変更する場合や、見直しを行う際の手順や具体的な方法を記載した文書を作成することが望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
44	(コメント) 子どもの発達状況や生活状況は「認定こども園こども要録」「幼児健康診断票」に記録しています。園内の情報共有については、毎日の15分ミーティング学年会議・リーダー会議等多様に共有する機会があります。全教職員への周知方法は、会議で記録した内容をICT支援システムで誰もが確認できるようにしています。今後は、記録する職員で書き方に差異が生じないように配慮した記録要領の文書化が望まれます。	
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
45	(コメント) 「個人情報保護に関する取扱いについて」により、書類の取扱いについて規定を定めています。記録の管理責任者は園長とし、クラスの記録等は職員が管理しています。職員に対して個人情報保護に関する周知を行い、入職時に誓約書を提出してもらっています。園内研修で個人情報保護に関する事例を通じて、理解を深めています。情報の園外持ち出し禁止や書類管理については、管理体制を整備しています。保護者に対して入園説明会で説明し、入園時には「個人情報の取扱いについて」と「写真使用掲載に関する同意書」の両方を提出してもらい、同意を得ています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
①	(コメント) 幼稚園型認定こども園として「教育課程」を作成し、学園理念・教育方針・教育目標を基に子どもたちの「今」と「未来」を大切に7つのコンセプトに基づいて子どもを中心にした保育が進められるような内容になっています。各年齢の発達課程・子どもの保育目標・5領域別の保育内容、家庭や地域との関わりを記載しています。今年度より2歳児保育を実施するにあたり「教育課程」を見直しすることとしています。認定こども園として2歳児保育、教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、保健管理、安全管理等の内容を盛り込んだ「全体的な計画」を作成することが望まれます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
②	(コメント) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境として、保育室の温室度計を設置し、換気・照度に配慮しています。遊具や保育室の家具等は木製の温かみを感じられる素材を使用しています。子どもがくつろいだり落ち着ける環境として、各クラスにコーナーを作り、マット等を敷いたりカーテンや布で天蓋の空間を作ったりすることで、安心して過ごすことができるよう工夫して環境を整えています。また、各クラス毎に子どもの興味関心に応じたコーナー遊びを設置し、生活しやすい動線づくりをしています。園庭には、築山やコンテナ・すのこ・パイプ等の素材を置き、遊びの中で子どもの発想を引き出せるよう準備し、移動式の鉄棒や平均台・サッカーゴール等広い園庭を活かした遊具を設置しています。園内外の設備等の管理については、破損箇所についてはその都度迅速に修理補修を行ってます。年1回の安全点検を実施していますが、未然に防ぐ為にも点検簿を使用して、定期的な点検を行うことが望まれます。	
	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
③	(コメント) 子どもが自分の気持ちを表現できるように、子どもが好きな遊びの中で自分をのびのびと表現できるよう、保育室にコーナー保育の環境を整えています。個々の思いに寄り添い、気持ちの表現が難しい子どもには、気持ちを汲み取りながら関わるようにしています。互いの思いを聞き、子ども同士のトラブルがあった際には、まずはそれぞれの思いを受け止めた上で、解決策を一緒に考えながら見守るようにしています。また、集団活動に参加したくない子どもの対応は、気持ちを尊重し、無理強いせずに、参加したくなるまで見守ることを心掛けています。教職員の接遇や言葉遣いについては、不適切保育に関する資料を元に、保育を見直す機会を設けています。子どもの表現や思いを受け止めて否定しないよう心掛け、威圧的な言葉がけや態度になっていないか、確認する機会となっています。	

A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
④	(コメント)	<p>基本的な生活習慣が身につくように食事・睡眠・排泄等、個々の発達に合った支援方法を考え、強制せずに、子どもに寄り添いながら促すようにしています。保育者が全て手伝ってしまうのではなく、子どもたちが“できた”と感じられるような関わりを心掛けています。絵カードや写真・ポスター等の視覚教材を使用して、生活習慣が身につくまで、一人ひとりに丁寧に伝えていきます。発達に応じた個別対応を繰り返し行い、必要に応じてその都度声を掛けて、一緒に取り組んでいます。生活習慣を身につけることの大切さを伝える取組みとして“あいさつをする・順番を守る・並ぶこと・歯磨き指導・手洗い・うがい指導”といったことを子どもに分かりやすく説明しています。</p>
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
⑤	(コメント)	<p>各クラス担任は、子どもの興味関心にあった環境構成ができるように各コーナーのねらいを明記した「環境図」を作成して保育に活かしています。子どもが主体的に活動できるようにコーナー保育を常設し、子どもの様子に合わせて環境構成を工夫し、子どもの興味が沸くようなコーナー保育を準備しています。戸外でも、豊富な環境を準備し子どもの発想が豊かになるような環境作りに力を入れています。子ども同士の協同的な活動としてカブラ・コンテナ・スノコを使った基地づくりや子ども同士の人間関係を作る活動として、話し合いや運動会・発表会の行事を通して周囲の友だちと協力し、活動がスムーズに進むよう声をかけ合い、準備や片付け等が積極的にできるよう促しています。身近な自然物や生き物とのふれあいについて、園庭には季節を感じられる植物や野菜や草花の栽培・ウサギやモルモット・インコ等の飼育等も自然物との触れ合う機会が日常的にあります。職員は子ども達の興味関心を振り返り、ポートフォリオ（写真付き記録）を作成することで多様な視点で子ども理解できるようにしています。</p>
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
⑥	(コメント) 非該当	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
⑦	(コメント)	<p>生活習慣の場面では子どもの生活リズムに合わせてゆったりと関わり、要求や欲求を受けとめています。衣服の着脱を一緒に行いながら、自我の芽生えや育ちを受け止めています。コーナー保育（ブロック・ままごと・赤ちゃん人形・紐通し等）で遊びたい気持ちを尊重し、探索活動が十分できるよう工夫しています。友達との関わりの中は、互いの気持ちが言えるように援助し、怪我のないよう見守るようにしています。かんしゃくを起こした時には、1対1の対応をし、遊びの選択ができるように援助しています。保育者以外の大人と触れ合う機会として幼稚園の教職員や幼稚園児との交流があり異年齢の子どもとの関わりができる環境があります。今後の課題として、3歳未満児の保育において配慮する事項を踏まえた個別指導計画を適正に整備することが求められます。</p>

A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
⑧	(コメント)	<p>発達の特徴を踏まえた保育の一環として、3歳児クラスでは“遊びの中で自分の思いを表し、分け合って使ったり、順番を守ったりして、友達と一緒に遊ぶことを楽しむ”としています。遊びを通して言葉で伝えることや相手の気持ちを知る経験を大切にして、自分で挑戦できるように言葉がけをし、保育者も一緒に取り組んでいます。4歳児クラスは“興味関心のある遊びを楽しむ中で、気の合う友達と見たこと、感じたこと、思ったこと等を自分なりに表現し、伝え合いながら繋がりを深める”としています。自分の気持ちを言葉にすることや友だちとの関わりの中で伝えられないことを保育者が間に入り、互いの気持ちに寄り添えるようにしています。5歳児クラスは“共通の目的に向かって、友達と協力して達成感や充実感を味わう”としています。1つのことをみんなで考え、話し合えるクラス作りとなるよう子どもの“やりたい！”を広げ、実現できる環境を大切にしています。子どもの育ちや取組みを保護者に伝える機会として、参観日や懇談会、行事等を通じて理解を深めると共に、ドキュメンテーションやポートフォリオ、保育記録の発表で子どもの成長を共有しています。地域への情報発信については、インスタグラムやホームページを活用しています。</p>
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
⑨	(コメント)	<p>地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。大阪市の要支援児受入促進指定園として、受入れ体制を整えています。支援児を受け入れる際には「特別支援児計画」を作成し、クラスの一員としてできる限り一緒に活動できるように支援しています。同じプログラムが難しい場合は、対象児に合わせたプログラムや保育を行うようにしています。保護者とは「特別支援児計画」を確認してもらい、個人面談を随時実施し、情報共有をしています。職員は、園内研修や外部研修で支援の必要な子どもの保育について学び、スクールカウンセラーの助言等を受けて、子どもの成長に応じた関わりを行っています。</p>
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
⑩	(コメント)	<p>子どもが主体的に集団活動を考えられるように保育者がきっかけ作りをし、子ども達がやりたい活動を相談して決められるようにしています。認定こども園の為、教育時間外の子供達は、年齢別保育の他に異年齢児のホームクラスで過ごす保育が行われています。その際のカリキュラムや保育日誌は、保育の継続性に配慮して立案しています。子どもが疲れた際には、コーナー保育や入眠できる環境を整えて、長時間保育の子どもの配慮をしています。子どもの状況や保護者への伝達や情報は口頭で行っています。職員間の引き継ぎは、保育日誌及びICT支援システムで行い情報共有がスムーズにできるようにしています。</p>
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
⑪	(コメント)	<p>小学校との連携や就学に関する支援方法は「就学前教育カリキュラム（大阪市発行）」を参考にして「知・徳・体」が育っているかを確認し、保育に取り入れています。子どもが就学のイメージを持てるように、話しを最後まで聞くこと・姿勢を保持すること・時計に関心を持つこと、そして文字や数字に興味を持てるように運筆を行ったり、小学校に関する絵本を見たりしています。令和6年度に就学前カリキュラムパイロット園として研究保育を行い、教職員は就学前の保育について学びを深めています。今後は地域の小学校の先生方と職員の連絡会等を実施し、情報共有する機会を持つことが望まれます。</p>

A-1-(3) 健康管理													
	<table border="1"> <tr> <td>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>⑫ (コメント)</td> <td> <p>子どもの体調管理については「こどもの保健」(大阪市発行)に基づき、子ども一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者で連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。日々の子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し、クラス担任が把握しています。必要に応じて毎日の15分ミーティングの際に伝達し、その情報はICT支援システムで職員に周知することとしています。今後の課題として、保護者に子どもの健康に関する情報や方針を「保健だより」等で知らせる取組みが望まれます。</p> </td> </tr> <tr> <td>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>⑬ (コメント)</td> <td> <p>内科健診・歯科健診は年1回(2歳児は年2回)実施しています。その他眼科健診・視力検査・尿検査を実施しています。「幼児健康診断表」に記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。健康診断・歯科健診の結果は保護者に知らせ、要受診の保護者に対しては、結果報告の提出をしてもらい確認しています。健康診断の時期をプール入水前に実施し、健康状況を確認し安全にプール活動ができるよう計画を見直した事例があります。その内容についても「保健計画」に反映させることが望まれます。</p> </td> </tr> <tr> <td>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>⑭ (コメント)</td> <td> <p>アレルギー疾患のある子どもに対して「アレルギー対応マニュアル」に基づき対応しています。毎月献立表を事前にチェックし、対象児保護者に確認してもらっています。献立作成時には毎月”NOアレルギーDAY”を実施する等みんなと同じ給食が食べられる日を設けています。配膳時には必ずアレルギー表で確認し、直接手渡して確認しながら受け取りサインをしています。更に誤食が起きないように、配膳前にも献立の再確認をし、保育室では、アレルギー食対応児専用の机・トレーと食器で配膳し、予防に努めています。他児にはアレルギー食を食べている子どもを理解できるように視覚教材等を用いて説明しています。また、保護者には集まる機会の時にクラスにアレルギー疾患の子どもが在籍していることを伝え、協力が必要な場合はその旨のお願いをし、全体への協力は、手紙や書類にてお知らせしています。職員は年度初めにアレルギー疾患に関する確認や研修を受け、外部研修・園内で救急講習を受講しエビペンの研修を受講し、危機感を持って日々対応しています。</p> </td> </tr> </table>	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b	⑫ (コメント)	<p>子どもの体調管理については「こどもの保健」(大阪市発行)に基づき、子ども一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者で連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。日々の子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し、クラス担任が把握しています。必要に応じて毎日の15分ミーティングの際に伝達し、その情報はICT支援システムで職員に周知することとしています。今後の課題として、保護者に子どもの健康に関する情報や方針を「保健だより」等で知らせる取組みが望まれます。</p>	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	⑬ (コメント)	<p>内科健診・歯科健診は年1回(2歳児は年2回)実施しています。その他眼科健診・視力検査・尿検査を実施しています。「幼児健康診断表」に記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。健康診断・歯科健診の結果は保護者に知らせ、要受診の保護者に対しては、結果報告の提出をしてもらい確認しています。健康診断の時期をプール入水前に実施し、健康状況を確認し安全にプール活動ができるよう計画を見直した事例があります。その内容についても「保健計画」に反映させることが望まれます。</p>	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	⑭ (コメント)	<p>アレルギー疾患のある子どもに対して「アレルギー対応マニュアル」に基づき対応しています。毎月献立表を事前にチェックし、対象児保護者に確認してもらっています。献立作成時には毎月”NOアレルギーDAY”を実施する等みんなと同じ給食が食べられる日を設けています。配膳時には必ずアレルギー表で確認し、直接手渡して確認しながら受け取りサインをしています。更に誤食が起きないように、配膳前にも献立の再確認をし、保育室では、アレルギー食対応児専用の机・トレーと食器で配膳し、予防に努めています。他児にはアレルギー食を食べている子どもを理解できるように視覚教材等を用いて説明しています。また、保護者には集まる機会の時にクラスにアレルギー疾患の子どもが在籍していることを伝え、協力が必要な場合はその旨のお願いをし、全体への協力は、手紙や書類にてお知らせしています。職員は年度初めにアレルギー疾患に関する確認や研修を受け、外部研修・園内で救急講習を受講しエビペンの研修を受講し、危機感を持って日々対応しています。</p>
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b												
⑫ (コメント)	<p>子どもの体調管理については「こどもの保健」(大阪市発行)に基づき、子ども一人ひとりの健康状態を把握し、職員・園児・保護者で連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。日々の子どもの体調については、朝の受け入れ時に保護者から確認し、クラス担任が把握しています。必要に応じて毎日の15分ミーティングの際に伝達し、その情報はICT支援システムで職員に周知することとしています。今後の課題として、保護者に子どもの健康に関する情報や方針を「保健だより」等で知らせる取組みが望まれます。</p>												
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b												
⑬ (コメント)	<p>内科健診・歯科健診は年1回(2歳児は年2回)実施しています。その他眼科健診・視力検査・尿検査を実施しています。「幼児健康診断表」に記録して、子どもの健康状況の把握を行っています。健康診断・歯科健診の結果は保護者に知らせ、要受診の保護者に対しては、結果報告の提出をしてもらい確認しています。健康診断の時期をプール入水前に実施し、健康状況を確認し安全にプール活動ができるよう計画を見直した事例があります。その内容についても「保健計画」に反映させることが望まれます。</p>												
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a												
⑭ (コメント)	<p>アレルギー疾患のある子どもに対して「アレルギー対応マニュアル」に基づき対応しています。毎月献立表を事前にチェックし、対象児保護者に確認してもらっています。献立作成時には毎月”NOアレルギーDAY”を実施する等みんなと同じ給食が食べられる日を設けています。配膳時には必ずアレルギー表で確認し、直接手渡して確認しながら受け取りサインをしています。更に誤食が起きないように、配膳前にも献立の再確認をし、保育室では、アレルギー食対応児専用の机・トレーと食器で配膳し、予防に努めています。他児にはアレルギー食を食べている子どもを理解できるように視覚教材等を用いて説明しています。また、保護者には集まる機会の時にクラスにアレルギー疾患の子どもが在籍していることを伝え、協力が必要な場合はその旨のお願いをし、全体への協力は、手紙や書類にてお知らせしています。職員は年度初めにアレルギー疾患に関する確認や研修を受け、外部研修・園内で救急講習を受講しエビペンの研修を受講し、危機感を持って日々対応しています。</p>												
A-1-(4) 食事													
	<table border="1"> <tr> <td>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>⑮ (コメント)</td> <td> <p>食育計画の年間目標は“食体験を深めることで主体的に食と関われるようになる”としています。保育者は、衛生管理を徹底して子どもの顔や食べている様子が見える場所で安全に楽しく食べる環境に配慮しています。子どもの座る場所は、グループや子ども達が決めたり、カウンターのような配置をしたりする等子どもが楽しく食べる雰囲気や環境に配慮しています。職員で構成された食育チームが年間を通して、畑やプランターで栽培し収穫した食材でクッキングする等、時期や鮮度を逃さず調理体験を行っています。献立紹介・人気メニューの投票や食育クイズや献立メニューの説明を展示等子どもの興味関心が高まる食育活動を行っています。食育活動では、保護者には給食参観や食育活動のドキュメンテーションを定期的に配信しています。また、管理栄養士と連携をとり、メニューの改善や人気メニューを取り入れる等様々な内容の取組みを行っています。</p> </td> </tr> </table>	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	⑮ (コメント)	<p>食育計画の年間目標は“食体験を深めることで主体的に食と関われるようになる”としています。保育者は、衛生管理を徹底して子どもの顔や食べている様子が見える場所で安全に楽しく食べる環境に配慮しています。子どもの座る場所は、グループや子ども達が決めたり、カウンターのような配置をしたりする等子どもが楽しく食べる雰囲気や環境に配慮しています。職員で構成された食育チームが年間を通して、畑やプランターで栽培し収穫した食材でクッキングする等、時期や鮮度を逃さず調理体験を行っています。献立紹介・人気メニューの投票や食育クイズや献立メニューの説明を展示等子どもの興味関心が高まる食育活動を行っています。食育活動では、保護者には給食参観や食育活動のドキュメンテーションを定期的に配信しています。また、管理栄養士と連携をとり、メニューの改善や人気メニューを取り入れる等様々な内容の取組みを行っています。</p>								
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a												
⑮ (コメント)	<p>食育計画の年間目標は“食体験を深めることで主体的に食と関われるようになる”としています。保育者は、衛生管理を徹底して子どもの顔や食べている様子が見える場所で安全に楽しく食べる環境に配慮しています。子どもの座る場所は、グループや子ども達が決めたり、カウンターのような配置をしたりする等子どもが楽しく食べる雰囲気や環境に配慮しています。職員で構成された食育チームが年間を通して、畑やプランターで栽培し収穫した食材でクッキングする等、時期や鮮度を逃さず調理体験を行っています。献立紹介・人気メニューの投票や食育クイズや献立メニューの説明を展示等子どもの興味関心が高まる食育活動を行っています。食育活動では、保護者には給食参観や食育活動のドキュメンテーションを定期的に配信しています。また、管理栄養士と連携をとり、メニューの改善や人気メニューを取り入れる等様々な内容の取組みを行っています。</p>												

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
①⑥	(コメント)	給食委託業者と連携して、毎日の子どもの喫食状況や残食・教職員からの意見を取り入れながら、管理栄養士が献立作成を行っています。旬の野菜を使った献立やご当地地域メニュー・海外のメニューを取り入れ工夫しています。給食担当者は、喫食状況を確認しています。給食担当者は「日誌兼残飯意見書」の記録から献立や調理の確認をしています。「衛生管理マニュアル」で衛生管理が行われています。今後は、調理に携わっている担当者が定期的に子どもの喫食状況を巡回する機会を設けることが望まれます。
		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
①⑦	(コメント)	保護者に保育内容をより理解してもらう為に、保育ドキュメンテーション・子どもレンズ・保育記録発表等を通して、クラス全体の様子や個別の様子を写真付き記録として定期的に作成し、周知する取組みを行っています。これらの取組みを通して園の保育理念・方針・目標を具体的に伝える機会としています。また、お誕生日会・保育参観・運動会・絵画展・発表会等で直接子どもの様子を見てもらい、子どもの育ちを共有できるようにしています。2歳児クラスでは、連絡帳を用いて毎日家庭との情報を共有しています。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
①⑧	(コメント)	保護者の気持ちに寄り添いながら、園での子ども達の姿を保護者に伝えることを大切にしています。保護者からの個別の相談は、教職員は誰でも対応できるようにしています。相談内容は、主幹保育教諭・施設長との協議の上、内容により対応する教職員を決めています。また、スクールカウンセラーと連携し、保護者に支援が必要と判断した場合には、対応できるようにしています。保護者を対象にした子育て支援として、ハンドメイドの催しを定期的に行う等、子育ての悩みを共有したりリラックスできる時間を持つようにしたりしています。今後は、保護者からの相談について、記録の整備が望まれます。
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
①⑨	(コメント)	家庭での虐待等権利侵害を発見した場合の対応については「虐待防止マニュアル」を整備し、事案があった際にはマニュアルに基づいた対応を行うこととしています。子育てに関する保護者の意向は、入園時及び入園後の個別面談により確認しています。保護者が子どもに対する関わり方について疑いがある場合には、施設長・主幹保育教諭に報告と共に、必要に応じて緊急職員会議で協議することとしています。今後は、マニュアルに基づいた園内研修を定期的に行い、早期発見・早期対応、虐待の予防に努めることが望まれます。

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
⑳	(コメント) 保育者の自己評価をする際には「自己評価表」を活用して行っています。保育実践の振り返りをする際には「指導計画」の振り返りで行い、施設長や主幹保育教諭が確認し、園の現状を分析し、保育の改善を行っています。また保育実践からの子ども理解についての園内研修会を定期的に行い、保育者の互いの学びにつなげています。「学校関係者評価」を実施し、職員間で共有する仕組みがあります。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
	A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
㉑	(コメント) 職員が不適切な保育を行わないよう「懲戒権濫用防止マニュアル（人権尊重に基づく行動規範 10の基本原則）」に明示しています。職員は「保育のセルフチェックリスト」を活用し、自身の子どもへの対応について振り返る機会を設けています。不適切と感じる保育について園内研修を行い、職員の子どもの対応が適切であるか意識を高めています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	232人 (回収率 90%)
調査方法	アンケート調査-無記名方式 (2025年 11月実施)

利用者への聞き取り等の結果(概要)

アンケート回収率は90%で、自由記述欄には、58%の方が声を寄せていました。設問が14問あるなかで「はい」と回答した結果が下記の通りになりました。

◆90%の高率が3設問ありました

- 献立表やサンプル表示などで、毎日の給食の献立や内容が充実していると思われるようになりますか。
- 職員の言葉使いなどは丁寧で、服装などの身だしなみが整っていると思いますか。
- 懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか。

◆80%台の回答は4設問ありました

- 入園時の説明や、園の子どもたちの様子を見て子どもを預けることへの不安が軽減しましたか。
- 子どもの気持ちや様子・子育ての悩みなどについて職員と話したり、相談したりすることが出来るような信頼関係がありますか。
- お子さんが怪我をしたり、体調が悪くなったりした際の対応や慢性的な病気の対応は適切になされていますか。
- 園内は全体的にいつも清潔で整理整頓されていると思いますか。

◆70%台の回答は4設問ありました

- 保育や教育の考え方や、指導内容に関する説明は様々な機会において丁寧に行われていると思いますか。
- 園やクラスの様子などについて「園だより」「クラスだより」等を通じて、わかりやすく伝えられていますか。
- 災害や不審者の侵入等、様々な危機を想定して子どもの安全を守るべき対策が十分取られていると思いますか。
- 日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じてくれたり、個別面談などを行っていますか。

◆60%台の回答は1設問ありました

- 園の保育内容や保育サービスについて、あなたの意見や意向を伝えることができますか。

◆49%以下の回答は2設問ありました

- 保護者からの苦情や意見に対して、園から「懇談会」や「園だより」などを通じて説明がありましたか。
- 園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。

【総合的な感想】

特に意見が多かった点は、子どもがやりたい事をたくさんさせてくださり、充実した園生活が楽しく過ごせています。という回答がありました。要望があったのは、変更や保育の方法が変わることに対してもう少し早い時期に知らせて欲しい。という回答が寄せられています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等